

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び会津若松市財務規則(平成5年会津若松市規則第12号)第118条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

令和 8年 7月 6日

会津若松市長 室井 照平

1	工事番号	第 1249 号
2	工事名	中央児童公園改修工事
3	工事場所	会津若松市栄町 地内
4	工種	造園工事
5	工事の概要	中央児童公園 A=1, 000㎡ オープンスペース工 A=182. 6㎡ フリースペース工 A=252. 7㎡ 遊具ゾーン工 A=70. 8㎡ 園路工 1 A=23. 3㎡ 園路工 2 A=40. 6㎡
6	工期	契約締結の日から 令和 9年 2月 18日 (木) まで
7	予定価格	30,855,000 円(税率10パーセントの消費税及び地方消費税を含む)
8	最低制限価格	最低制限価格を下回った額での入札は失格とする。
9	入札参加資格要件	入札に参加できるのは、入札時(＝開札時をいう。)において次の①から⑩に掲げる要件をすべて満たしている者とする。 ① 会津若松市入札参加資格者名簿(工事)に登録されていること。※当該登録は電子入札を行う場合にも必要となる。 ② 登録内容 本市に 造園工事 の工種登録のある者 ③ 地域要件 市内業者であること。 ④ 建設業の許可等 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項による許可を受けていること。 ⑤ 技術者等の配置 この工事に対応する資格を有する技術者を主任技術者として施工現場に配置できること。 現場代理人を施工現場に常駐配置できること。ただし、会津若松市が定める常駐義務の緩和要件等に該当する場合はこの限りでない。(配置する現場代理人は直接的かつ恒常的な雇用関係があること。) ⑥ 資格総合点数 造園工事 の資格総合点数が 350点以上 であること。 資格総合点数とは、建設業法に規定する経営事項審査の該当工種の総合評定値に会津若松市で設定した特別点数を加点した点数をいう。なお、特別点数については、入札参加の際に加点の選択が可能。 ⑦ 会津若松市入札参加停止等措置基準に基づく入札参加停止期間中でないこと。 ⑧ 工事施工実績 同種工事の施工実績を有すること。 ⑨ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 ⑩ この案件に参加する他の入札参加者と資本関係又は人的関係がないこと。

10	設計図書の閲覧	
	① 閲覧場所	会津若松市電子入札システム(入札情報公開)において閲覧可
	② 閲覧期間	入札期間中とする。
11	設計図書等に対する質問	
	① 質問方法	本工事に関する質問は、原則として指定の質問書によりFAX又は電子メールで送信すること。なお、送信後、確認のため、必ず電話連絡すること。
	② 質問書送付先	会津若松市役所契約検査課 電話番号 0242-39-1217 FAX番号 0242-39-1234 メールアドレス keiyaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp
	③ 質問期限	令和 8年 7月 15日(水) 午後5時15分まで
	④ 質問に対する回答	質問書の回答は、後日速やかに質問者にFAXで回答するとともに、市ホームページに掲載する。
12	入札方法	
	① 提出書類	入札書 及び 工事費内訳書 落札価格は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。 入札者は、入札公告の際に掲載する工事費内訳書に積算金額を入力し、電子入札システムにおける入札金額の入力時に当該内訳書を電子ファイルとして添付し、提出するものとする。
	② 入札方法	電子入札 ※電子入札に参加するには、下記アドレスより事前登録が必要です。一度登録がなされていれば、ICカードの変更等がない限りこの登録手続きは不要です。 会津若松市電子入札システム(アドレス) https://www.ebs-asp.fwd.ne.jp/CALS/Acceptor/ebidmlit/isp/common/dummy.jsp?name1=0620060006E00640
	③ 入札期間及び時間	令和 8年 7月 17日(金) 午前9時から 令和 8年 7月 21日(火) 午後5時15分まで ※ただし、土日祝日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までを除く
13	開札日時等	
	① 開札日時	令和 8年 7月 23日(木) 午前 10時25分
	② 開札場所	会津若松市役所本庁舎6階 入札室
14	入札回数	初度のみの1回とする。ただし、最低制限価格を下回る入札者が2者以上生じ、かつ入札不落となった場合は、当該者のみによる再度の入札を行う。
15	入札保証金	免除
16	入札参加資格審査	入札終了後、資格審査の対象となった落札候補者に審査関係書類(入札参加資格審査調書及びその他必要な書類)の提出についてファックスにより通知する。落札候補者は、通知後2時間以内に当該書類をファックスにより市に提出し、到着の有無を契約検査課に確認すること。なお、落札候補者が、当該方法により提出期限までに当該書類を提出しなかった場合は、当該入札は無効となるので注意すること。 (提出先)会津若松市役所契約検査課 電話番号 0242-39-1217 FAX番号 0242-39-1234
17	入札の無効	① 本公告に定める入札参加資格に必要な資格のない者のした入札 ② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められた者のした入札 ③ 会津若松市電子入札実施要領第17条に該当する入札 ④ その他、入札条件又は市において特に指定した事項に違反した入札

18	契約事項	会津若松市財務規則及び会津若松市建設工事請負契約規程(平成8年会津若松市告示第22号)並びに会津若松市工事請負契約約款に基づき契約締結する。
19	契約保証金	契約を締結しようとする者は、会津若松市財務規則第104条の規定により、請負代金又は契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証に係る証書を提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。 ① この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証保険契約を締結している場合 ② この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結している場合 ③ 請負代金額が500万円未満の工事請負契約で、会津若松市財務規則第105条第1項第6号の規定に該当する場合
20	その他	① 会津若松市電子入札実施要領第19条第1項の規定に該当する場合、その他入札を執行できない事由が生じたときは、入札を中止し又は延期する場合がある。 ② 契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を得たときに地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項に規定する契約書とみなすものとする。 ③ 会津若松市入札心得及び会津若松市電子入札実施要領を熟知のうえ、入札に参加すること。 ④ 同一開札日における複数の工事の入札に参加し、開札の結果、複数の案件で資格審査対象の落札候補者となった場合において、当該すべての案件に配置できる技術者及び現場代理人がいない場合、落札はより先に開札を行った案件を優先する。ただし、先に開札を行った資格審査対象の案件が後に開札を行った資格審査対象の案件の落札順位より低い場合は、落札は落札順位のより高い後に開札を行った案件を優先する。 ⑤ 契約を締結した者は、その請負代金額が500万円以上となる場合は、CORINS((一財)日本建設情報総合センターが運営する工事实績情報システム)に登録すること。 ⑥ 落札者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて発注者に通知すること。 ⑦ この工事は、労務費ダンピング調査の対象工事である。工事費内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後に速やかにその理由の確認を行う。 ア 理由の確認方法: 書面の提出又は電話によるヒアリング イ その他: 書面の様式やヒアリング日時等については別途連絡する。書面の提出を行わない場合や、ヒアリングに応じない場合など、理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合がある。 ⑧ 本公告に係る規定、様式等については市ホームページで閲覧、ダウンロードが可能。 ⑨ この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。 ⑩ この工事は、「会津若松市週休2日工事実施要領」を適用する工事である。受注者は要領に定める事項について遵守しなければならない。 なお、受注者の責により「月単位」の4週8休以上を達成できなかった場合は、達成状況に応じて請負代金額のうち、当初設計で計上した補正分を減額変更する。